

凡海部河瀬麻呂とあるは、其次を河内と云へり、紀孝謙紀、稱徳紀等にみえし、是等に云別べくて、河内國造の氏人をば、たゞ大縣主と云ることになりしならむ、縣主をしも國造と云は、大號をいふし例なり、又思ふに大縣主としも云るは、上古各國に、大縣小縣の二種ありしなへに、河内氏の任されしは大縣なりしから、則大縣主といへるにて、稱言の大にはあらざるべし、このふたつのこと、思わきがたし、

〔續修東大寺正倉院文書三〕御野國加毛郡半布里大寶二年戶籍

上政戶縣造吉事略中

中政戶縣造荒島略下

〔古京遺文〕妙心寺鐘

戊戌年四月十三日壬寅收糟屋評造春米連廣國鑄鐘

戊戌文武天皇二年也

稻置

〔古事記上〕天津日子根命者中略蒲生稻寸也、枝部造等之祖也、

〔古事記傳七〕稻寸は、多くは稻置と書り、置は於伎の於を省て取れ、何れも借字なるべし、名義い

まだ思得ず、伎は君なるべし、書紀成務卷、五年國郡に立造長、縣邑置稻置、また孝德卷に、國造伴

造、縣、稻置などもあり、さて然國々に在て其趣相似たる中にも、國造縣主、君直、稻寸など、色々

に分れたること、其所由も高下も、今ことごとく委曲には辨へがたし、

〔古事記傳二十六〕稻置は、伊良君の意ならむか、良と那とは通へる例あり、此記に比良鳥命と云名を、他書には夷鳥命

とあるなり、さて伊良は郎女などの伊良なり、其言の意、

〔日本書紀七〕五年九月、令諸國、以國郡立造長、縣邑置稻置、並賜楯矛以爲表、

〔釋日本紀十〕稻置